

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規之

新潟市教育委員会規則第7号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則

新潟市教育委員会における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第5号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。